次

目

規 則

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による医療機関の指定

○生活保護法による施術者の指定

○生活保護法による指定施術者の変更の届出

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定

宮

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養

○農業振興地域の変更

○保安林の指定施業要件の変更の予定

告

○証紙売りさばき人の指定(二件)

○開発行為に関する工事の完了

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

(1)

行

○指定自動車教習所の指定の取消し

発 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

削

六 六

○宮城県規則第百十二号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

ページ ○運転免許取得者教育の認定の取消し 非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成三十年十二月七日 非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則 規

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のよう

に改正する。

(職員厚生課)

社会福祉課

第三条に後段として次のように加える

負傷し、若しくは疾病にかかつた職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)

からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする

は通勤による災害でないと認定した」に改め、同項第六号を削る 職員等」に改め、同項第五号中「公務又は通勤により生じた災害と認定しない」を「公務上の災害又

たもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定した」に、「本人又はその遺族」を「被災

第四条第一項第八号を削り、同条第二項中「又は通勤により生じたと認定しない」を「により生じ

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(審査の申立ての教示

(障害福祉課)

 \equiv

同 同 同 同

同

 \equiv

第二十五条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、 めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする 第二十三条に定

(農林水産経営支援課)

この規則は、 公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第千五十六号

会

計

課

Ŧī.

建築宅地課

Ŧî.

Ŧī.

(森林整備課)

四 四

農業振興課

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 として次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 医療機関

公

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

あけぼのクリニック	株式会社調剤薬局アウル	名称
石卷市蛇田字新埣寺二百二十	柴田郡大河原町字新東九十三 – 九	所在地
平成三十年十月一日	平成三十年十月一日	指定年月日
	けぼのクリニック	けぼのクリニック 石巻市蛇田字新埣寺二百二十 平成三十年十月一式会社調剤薬局アウル 柴田郡大河原町字新東九十三-九 平成三十年十月一

○宮城県告示第千五十七号

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。 号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

平成三十年十二月七日

村 井 嘉

浩

名称	所在地	廃止年月日
小野歯科医院	石巻市鋳銭場一 – 四	平成三十年九月二十五日
後藤歯科医院	柴田郡大河原町字幸町八 – 二十三	平成三十年九月二十日
仙南歯科医院	角田市角田字町二百十七	平成三十年九月一日
トミザワ薬局駅南店	大崎市古川駅南三丁目七番地	平成三十年九月三十日
あけぼのクリニック	石巻市蛇田字新埣寺二百二十	平成三十年九月三十日

宮

城

県

○宮城県告示第千五十八号

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 機関から次のとおり変更した旨届出があった。 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千五十九号

む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。 する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

吉田 昭彦 院 まごころマッサージ治療 仙	氏 名 施術所の名称
彦 院 号	施術所の名
ごころマッサージ治療	術所の名
号仙	
渡正ビル百一台市宮城野区宮千代二丁目三番十一	住所又は施術所の所在地
十月二十二日	指定年月日
	区宫千代二丁目三番十一 十月二十二

○宮城県告示第千六十号

関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二(中

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉

〇 四 二

事

と 上 一月 三理郡三理町逢隈牛袋字熊野八十 十一月 平成三二 1 1 1 1 1 1 1 1 1	変更後 音棹 生丿 さくらの木整骨院	新生	氏 名 施術所の	
一人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	七-一 亘理郡亘理町逢隈牛袋字熊野八十	名取市手倉田字堰根七百一	住所又は施術所の所	
日年日日	月一	成 三 十	更年月	

○宮城県告示第千六十一号

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十 一条第一号の規定により告示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千六十二号

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。 四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

〇四一〇九〇〇〇八八	事業所番号
日二十四号館一階 - 一宮城復興パーク 登賀城市桜木三 - 四	所在地の名称及び
型就労継続支援B	福祉サービスの種類廃止する指定障害
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	設置者名
十一月三十 日	廃止年月日

○宮城県告示第千六十三号

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

(3)

平成三十年十二月七日

する要件に適合するものと認める。 宮城県知事 村 井 嘉

浩

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定

入四宮 区十城 六県 加第	入四宮 区十城 四県 加第	入四宮 区十城 三県 加第	入四宮 区十城 二県 加第	名加 入区 称の
百十八号 (漁 平成十九年宮	区前沢天区本同宮で入共に業百城平 域浜、ケの吉組城告区済基災十県成 、九沢う支合県示のにづ害八告十 大多、日の大業れ定る漁賃(第年 の、の、の、地谷協た)加業法漁三宮	の区本同宮で入共に業百城平 区の吉組城告区済基災十県成 域う支合県示のにづ害八告十 ち所の漁さ設係く補号示九 三の大業れ定る漁償(第年 島地谷協た)加業法漁三宮	長窪区本同宮で入共に業百城平 根、の吉組城告区済基災十県成 の野う支合県示のにづ害八告十 区々大所の漁さ設係く補号示九 域下大の大業れ定る漁償(第年 、 谷地谷協た)加業法漁三宮	区域
一 一 円 形 三 十 年 十	一平 月成三 七十 年 十	一平 月成三 日十 年 十	一平 月成三 日十 年 十	届出年月日
	東 会仙沼市本吉町天ヶ沢 村田四日本吉町天ヶ沢 明 日本十四日本吉町天ヶ沢	気仙沼市本吉町三島百三十七 三浦	奥田十二 - 七 京伽沼市本吉町大谷三 光記市本吉町大谷三 光志	発起人の住所及び氏名
和三十九年政	殖す条三令和法漁業 その号第三年 お四 お四 がに第百九令 がに第百九年 め規十九年 養定八十政昭償	殖す条三令和法漁業 その号第三十行業 お四)二十行等 かに第百九令害 め規十九年(補 養定八十政昭償	殖す条三令和法漁業 その号第三十行災 か四)二十行災 かに第百九令害 め規十九年(補 養定八十政昭償	養殖業の種類
	六人	五人	大	養殖業者数

入六宮 区十城 八県 加第	
の町同宮で入共に業百城平 地十組城告区済基災十県成 区三合県示のにづ害八告十 浜の漁さ設係く補号示九 支北業れ定る漁賃(第年 所上協た)加業法漁三宮	小区本同宮で入共に業災 泉の吉組城告区区に 京の古名のでは のう支合県示のに係く では が が が が が が が が が が が が が が が が が が
一平 月成三 十十 六年 日十	
西條五十・二四條五十十二三浜松田・一三三浜松田・一三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	
殖す条三令和法漁 業るの号第三施業 わ四)二十行第 かに第百九令害 め規十九年(補 養定八十政昭償	殖業 するの四 かの かの が 規 元 十 か に 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
五十六人	

○宮城県告示第千六十四号

変更し、平成三十年十二月七日から施行する。 和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭

なお、その関係図面は、宮城県庁(農林水産部農業振興課)及び宮城県仙台地方振興事務所に備え

置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

宮城県知事

村 井 嘉

浩

変更後の地域

別冊のとおり

○宮城県告示第千六十五号

林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

平成三十年十二月七日

宮城県知事

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

2

村 井 嘉

1

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

浩

3 風害の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3)

(2)

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

<u>-</u>

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

2

水害の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

 $\frac{\Xi}{1}$

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

2

落石の危険の防止

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四 1 (\Box) 次のとおりとする。 立木の伐採の限度

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

2

変更後の指定施業要件

名所又は旧跡の風致の保存

3

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

公

整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林

○宮城県告示第千六十六号

城

県

き人として次のとおり指定した。 証紙条例(昭和三十九年宮城県条例第二十二号)第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさば

平成三十年十二月七日

宮

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社ノグチ 売 ŋ さば き 人 野口 典秀 代表者 番地栗原市築館字留場雇田七十 売りさばき場所 八日平成三十年十一月二十 指定年月日

○宮城県告示第千六十七号

証紙条例(昭和三十九年宮城県条例第二十二号)第五条第一項第一号の規定により、証紙売りさば

き機関として次のとおり指定した。

平成三十年十二月七日

(5)

宮城県知事 村 井 嘉

浩

振興事務所宮城県大河原地方	売りさばき機関
県民サービスセンター内大河原合同庁舎一階大河原地方振興事務所総務部、柴田郡大河原町字南百二十九番一号	売りさばき場所
平成三十年十二月一	指定年月日

日

公 告

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

平成三十年十二月七日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東松島市大曲字寺沼百十二番十三 宮城県知事 村 井 嘉

浩

東松島市大曲字寺沼百四十九番地五

公 安 委 員 会

〇宮城県公安委員会告示第167号

規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの

平成30年12月7日

資格審査の種類、期日及び場所

宮城県公安委員会委員長

E I

哲男

詳細にしいては、

ω

40句

新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の管格又は数智指導員の資格を取得しまうとする者で平成29年、30年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者 自動車安全運転センター中央研修所を修 了したこと等により資格審査の全科目が免 除となる者 平成31年1月31日まで Ø 宮城県運転免許セン

資格審査申請手続

2

 $\widehat{\Box}$

受付期間 平成30年12月7日(金)から平成30年12月19日(水)までの午前8時30分から午後5時15分ま (土曜、日曜及び祝日を除く。)

2

Ÿ

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

資格審査申請用紙の配布

配布期間

3

15分まで 平成30年12月7日 (金) 以降(土曜、 日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時

配布場所

宮城県運転免許センター (宮城県警察本部交通部運転免許課)

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

〇宮城県公安委員会告示第169号

道路交通法(昭和35年法律第105号) 第99条第1項の規定に基づき指定していた、 次の指定自動車

平成30年12月7日

教習所の指定を取消した。

名称等

名称、の氏名

住所及び代表者

指定番号

指定していた免許の種類

宮城県公安委員会委員長

E

哲男

指定を取消 した年月日

塩釜中央自動車学校 塩竈市舟入1丁目6番7 柴 原 英 紀

19

4

中型自動車免許 連中型自動車免許 進中型自動車免許 普通自動工輸車免許 普通自動工第重免許 大型特殊自動車免許 普通自動車第二種免許

平成30年 12月1日

指定を取消した理由

指定自動車教習所を自主廃止したため。

〇宮城県公安委員会告示第170号

12条の規定により告示する。 取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号) 項第1号及び第2号に適合しなくなったため、同条第5項の規定により運転免許取得者教育の認定を 次の者は、自動車教習所の廃止により、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1

徭

平成30年12月7日

宮城県公安委員会委員長 E-哲男

塩釜中央自動車学校 塩竈市舟入1丁目6番7号 柴 原 英 紀	名称、住所及び代表者 の氏名
運転免許取得者教育の認定に関する規則 第1条 第1号(四輪免許取得者ペーパードライバー 第2号(二輪免許取得者ペーパードライバー 数育) 第4号(高齢運転者教育) 第6号(優良・一般運転者更新時講習同等教 第7号(二輪車の二人乗り教育) 第8号(企業習熟運転者教育) の教育課程	取消した教育の課程及び名称
平成30年 12月1日	認定を取消 した年月日